

議第7号

平成29年度各務原市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度各務原市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ922,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,401,543千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
9 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金		400,000	15,491	415,491
	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	400,000	15,491	415,491
10 地方特例交付金		80,000	35,582	115,582
	1 地方特例交付金	80,000	35,582	115,582
15 国庫支出金		6,326,365	73,651	6,400,016
	1 国庫負担金	4,665,383	32,688	4,698,071
	2 国庫補助金	1,579,206	40,963	1,620,169
16 県支出金		4,933,711	15,033	4,948,744
	1 県負担金	3,757,103	19,903	3,777,006
	2 県補助金	894,761	△ 4,870	889,891
18 寄附金		403,800	26,365	430,165
	1 寄附金	403,800	26,365	430,165
20 繰越金		1,932,713	679,549	2,612,262
	1 繰越金	1,932,713	679,549	2,612,262
21 諸収入		878,384	39,522	917,906
	6 雑入	437,586	39,522	477,108
22 市債		2,678,800	37,500	2,716,300
	1 市債	2,678,800	37,500	2,716,300
歳 入 合 計		48,478,850	922,693	49,401,543

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,264,145	0	4,264,145
	1 総務管理費	3,224,497	0	3,224,497
3 民生費		13,133,307	66,000	13,199,307
	1 社会福祉費	4,921,310	66,000	4,987,310
	2 高齢福祉費	487,313	0	487,313
	3 児童福祉費	6,269,219	0	6,269,219
4 衛生費		3,541,820	△ 14,610	3,527,210
	2 環境費	2,370,732	△ 14,610	2,356,122
6 農林水産業費		405,980	11,475	417,455
	1 農業費	151,063	0	151,063
	3 農地費	201,881	11,475	213,356
7 商工費		4,291,720	0	4,291,720
	1 商工費	4,291,720	0	4,291,720
8 土木費		3,586,513	66,244	3,652,757
	2 道路橋梁費	1,547,028	66,244	1,613,272
	4 都市計画費	1,153,092	0	1,153,092
9 消防費		2,001,146	0	2,001,146
	1 消防費	2,001,146	0	2,001,146
10 教育費		4,853,048	7,794	4,860,842
	1 教育総務費	752,561	0	752,561
	2 小学校費	663,527	0	663,527
	3 中学校費	454,027	7,794	461,821
	7 保健体育費	1,391,116	0	1,391,116

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
13 諸支出金		7,171,742	785,790	7,957,532
	2 繰出金	5,086,290	65,526	5,151,816
	3 基金費	2,085,452	720,264	2,805,716
歳 出 合 計		48,478,850	922,693	49,401,543

## 第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑧土木費	2道路橋梁費	市道鶉1118号線道路改良事業	3,000
⑧土木費	2道路橋梁費	道路ストック修繕事業	80,464
⑧土木費	2道路橋梁費	市道那1043号線外1道路改良事業	27,325
⑧土木費	2道路橋梁費	市道那616号線道路改良事業	4,709
⑧土木費	4都市計画費	(仮称)城山公園整備事業	2,000
⑧土木費	4都市計画費	犬山東町線バイパス整備事業	79,210
⑧土木費	4都市計画費	新加納地区都市再生整備事業	29,281
⑧土木費	4都市計画費	ごんぼ積み地区都市再生整備事業	18,946
⑧土木費	4都市計画費	地区計画道路整備事業	2,280
⑩教育費	2小学校費	川島中学校部室及び川島小中学校グラウンド整備事業	6,031
⑩教育費	3中学校費	川島中学校部室及び川島小中学校グラウンド整備事業	33,477

### 第3表 地方債補正 (追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	千円 9,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内  〔ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
道路 橋 梁 事 業	千円 308,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資 金につい ては、そ の融資条 件により、 銀行その 他の場合 には借入 先と協定 し、その 条件に従 うものと する。 ただし、 市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、 又は繰上 償還若し	千円 335,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資 金につい ては、そ の融資条 件により、 銀行その 他の場合 には借入 先と協定 し、その 条件に従 うものと する。 ただし、 市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、 又は繰上 償還若し
消 防 施 設 整 備 事 業	30,900		ただし、直 し見直 し方式 で借り 入れに ついて は、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該利 率	くは低利 に借り換 えするこ とができ る。	31,700		ただし、直 し見直 し方式 で借り 入れに ついて は、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該利 率	くは低利 に借り換 えするこ とができ る。

議第8号

平成29年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度各務原市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,002千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,854,598千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野 健 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 繰越金		630,000	55,002	685,002
	1 繰越金	630,000	55,002	685,002
歳 入 合 計		18,799,596	55,002	18,854,598

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 前期高齢者納付金		7,071	2	7,073
	1 前期高齢者納付金	7,071	2	7,073
8 諸支出金		50,000	55,000	105,000
	1 償還金	50,000	55,000	105,000
歳 出 合 計		18,799,596	55,002	18,854,598

議第9号

平成29年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度各務原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,018,241千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 後期高齢者医療保 険料		1,362,073	25,000	1,387,073
	1 後期高齢者医療保 険料	1,362,073	25,000	1,387,073
3 繰入金		1,542,154	3,987	1,546,141
	1 他会計繰入金	1,542,154	3,987	1,546,141
歳 入 合 計		2,989,254	28,987	3,018,241

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		2,922,367	28,987	2,951,354
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	2,922,367	28,987	2,951,354
歳 出 合 計		2,989,254	28,987	3,018,241

議第10号

平成29年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度各務原市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475,439千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,344,851千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 国庫支出金		525,832	185,000	710,832
	1 国庫補助金	525,832	185,000	710,832
5 繰入金		1,075,737	61,539	1,137,276
	1 他会計繰入金	1,075,737	61,539	1,137,276
8 市債		929,000	228,900	1,157,900
	1 市債	929,000	228,900	1,157,900
歳 入 合 計		3,869,412	475,439	4,344,851

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 下水道費		2,597,820	475,439	3,073,259
	1 公共下水道費	1,891,236	413,900	2,305,136
	2 流域下水道費	706,584	61,539	768,123
2 公債費		1,270,592	0	1,270,592
	1 公債費	1,270,592	0	1,270,592
歳 出 合 計		3,869,412	475,439	4,344,851

## 第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
①下水道費	1 公共下水道費	那加成清処理分区第1工区 外6管渠整備事業	186,618
①下水道費	1 公共下水道費	北山雨水幹線外4雨水渠整備事業	456,306

### 第3表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道 事業	千円 859,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 1,088,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。